

## 施策3 子供の学びを支える教育環境の充実

### 1 目指す姿

- 学校施設の老朽化対策として、校舎等の改築や大規模改修が計画的に進められ、安心・安全な学習環境が整っています。
- 学習環境や職員の執務環境の変化により生じる新たなニーズを的確に捉えながら、児童・生徒が主体的・対話的に学ぶことができ、教職員にとって働きやすい環境が整っています。
- 安全・安心でおいしい給食の提供を継続できるよう、学校給食センターの管理運営を行うほか、食物アレルギー対応食の徹底した管理を実施するとともに、食物アレルギーの事故防止に向け、学校と連携して取り組んでいます。

### 取組の体系

|                       |  |
|-----------------------|--|
| <b>1 学校施設の老朽化への対応</b> | 1-1 校舎等の改築<br>1-2 誰もが利用しやすい学校施設の整備<br>1-3 地域コミュニティの拠点となる学校施設の整備<br>1-4 将来の人口動態に対応した学校施設の整備 |
| <b>2 学校施設の整備</b>      | 2-1 経年劣化に伴う大規模改修<br>2-2 全市的な施策として短期間で実施すべき大規模改修  |
| <b>3 教育財産の管理と活用</b>   | 3-1 教材等の整備<br>3-2 学校施設の維持管理<br>3-3 子供の安全と安心を支える様々な予防策<br>3-4 教育関連施設の管理と活用                  |
| <b>4 学校給食の運営</b>      | 4-1 安全・安心でおいしい給食の提供<br>4-2 学校給食センターの管理運営   |

## 2 現状と課題

### 1 学校施設の老朽化への対応

校舎等の学校施設については、児童・生徒が安全・安心な学校生活を過ごすことができるよう、校舎・体育館などの耐震化を実施してきましたが、建築後40年以上経過した建物が7割以上となっていることから、老朽化対策として施設の更新を図るため、「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」を策定しました。当該計画に基づき、学校施設の改築事業を実施することに加え、児童・生徒数の減少が見込まれる学校もあることから、改築校の選定に当たっては、学校施設の適正規模・適正配置の基準となる考え方を整理する必要があります。

### 2 学校施設の整備

老朽化対策による改築事業の完了時期は、令和32年度(2050年度)を予定していることから、第1グループについては、改築までの間、部分修繕等に取り組んでいますが、第2グループとして位置付けている改築事業の実施時期が遅い学校については、児童・生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるよう、その間に必要となる大規模改修を実施するほか、社会的な問題や学校現場が抱える問題に対応していく必要があります。

図 学校施設の整備順序におけるグループ分け

|           |                          |   |
|-----------|--------------------------|---|
| 整備順序<br>↓ | 早期改築着手校                  | 小学校 八小<br>中学校 一中  |
|           | 第1グループ<br>(小学校8校、中学校2校)  | 小学校 三小、六小(次期改築実施校)<br>四小、五小、七小、九小、<br>武蔵台小、矢崎小<br>中学校 二中、六中   |
|           | 第2グループ<br>(小学校13校、中学校8校) | 小学校 一小、二小、十小、住吉小、<br>新町小、本宿小、白糸台小、<br>若松小、小柳小、南白糸台小、<br>四谷小、南町小、日新小<br>中学校 三中、四中、五中、七中、八中、<br>九中、十中、浅間中 |

参考：「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」令和2年(2020年)2月より作成

### 3 教育財産の管理と活用

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、児童・生徒一人1台端末の整備計画が大幅に前倒しされ、学校教育を取り巻く環境が大きく変わりました。ICT環境の継続的な整備を始め、児童・生徒の力を最大限に引き出すための学習環境の整備を引き続き行っていく必要があります。

また、学校や教育センターなどで使用している備品等について、耐用年数を超えて使用しているものが多数あることから、機能面や安全上の問題が生じる前に計画的に買換えを行う必要があります。

さらに、様々な教育活動を行う場として、教育センターや八ヶ岳府中山荘の維持管理を行っていますが、府中市公共施設マネジメント推進プランにおいて、教育センターは移転、また、八ヶ岳府中山荘については廃止との考え方が示されていることから、この考え方に沿った施設管理を行う必要があります。

その他にも、児童・生徒を自然災害や事故等から守るため、日常的に施設の維持管理を行うほか、定期的に通学路の点検等を行っていく必要があります。

### 4 学校給食の運営

学校給食センターでは、食物アレルギー対策のため、専用のアレルギー対応食の調理室を設置し提供するなど、全ての児童・生徒が、安全で楽しく給食の時間を過ごせるよう、学校給食を提供しています。

### 3 施策の方向性と主な取組

#### 1 学校施設の老朽化への対応

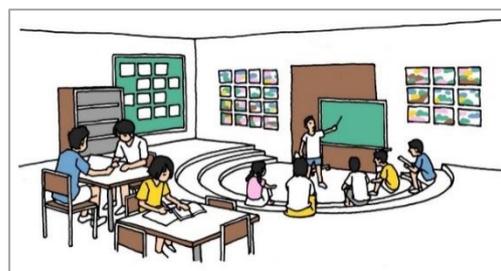
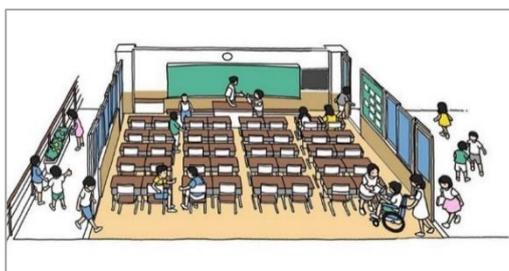
学校施設改築・長寿命化改修計画に基づき、計画的かつ着実に学校施設の老朽化対策を着実に実施していくとともに、令和6年度(2024年度)に計画の改定を行うことで、早期改築着手校の整備状況を反映させるなど、PDCAサイクルに基づき、継続的に老朽化対策を推進していきます。

#### 主な取組

##### 1-1 校舎等の改築

学校施設改築・長寿命化改修計画に基づき、学校施設の改築を着実かつ計画的に実施します。

新たな学校施設では、温かみのある落ち着いた空間で安全・安心に生活を送ることができる環境づくりを進めるとともに、児童・生徒が主体的・対話的で深い学びができるよう、多様な学習活動に柔軟に対応できる施設づくりを進めていきます。また、教職員がそれぞれの力を発揮し、互いに連携できるように、教職員にとっても働きやすい施設づくりを進めるなど、新しい時代の学びを実現する学校施設の整備を進めていきます。



▲改築事業の特徴ある諸室イメージ (普通教室・メディアセンター)



▲改築事業の特徴ある諸室イメージ (校務センター・校長室(学校経営ルーム))

## 1-2 誰もが利用しやすい学校施設の整備

---

学校を改築する際には、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー化を行い、学校施設を利用する全ての人にとって優しい学校施設の整備を進めていきます。



▲昇降口のバリアフリー化



▲エレベーターの設置

## 1-3 地域コミュニティの拠点となる学校施設の整備

---

学校施設は、地域住民にとって身近な公共施設であり、生涯学習・文化・スポーツなどの活動の場となるほか、災害時の避難所としても重要な役割を担っていることから、改築の際には、地域利用を見据えた学校施設の整備を進めていきます。

## 1-4 将来の人口動態に対応した学校施設の整備

---

改築の際には、将来の人口動態などに応じ、空いた教室を他の用途に転用することや、他の公共施設との複合した施設の建設などについて、関係課と連携しながら継続的な検討を行います。

## 2 学校施設の整備

大規模改修整備方針に基づき、学校施設改築・長寿命化改修計画で定めた第2グループの学校については、経年劣化に伴う大規模改修と全市的な施策として短期間で実施すべき大規模改修を明確に区別した上で、計画的に改修を実施していきます。

また、改築事業が完了した学校施設については、長期間にわたって安全・安心に使用できるよう、建物の維持管理の手法を従来の事後保全から計画的保全へと転換し、計画的に大規模改修を実施していきます。

### 主な取組

#### 2-1 経年劣化に伴う大規模改修

経年劣化に伴う不具合の発生により、児童・生徒の安全や学校運営に支障を来す恐れのある、屋上・屋根・外壁改修、空調設備の更新、体育館の床・プール改修などを計画的に実施します。

#### 2-2 全市的な施策として短期間で実施すべき大規模改修

児童・生徒や保護者から、学校トイレなどの改善を求められているため、校舎等のトイレについて便器の洋式化や床の乾式化等の改修を行うほか、感染症対策に伴う改修を計画的に実施します。



▲便器の洋式化



▲床の乾式化

### 3 教育財産の管理と活用

教育環境の充実に資するよう、教材等の計画的な買換えを進め、更新を図っていきます。また、児童・生徒の力を最大限に引き出す学びを実現するため、学習環境を整備していきます。

#### 主な取組

#### 3-1 教材等の整備

---

教員が授業で使用する教材の購入や、老朽化した備品の買換えのほか、児童・生徒の主体的な学びを最大限に引き出す教育活動を実現するための ICT 環境の整備や、学校図書館の充実など、小・中学校の教材等を常に良好な状態で管理し、効率的に運用していきます。

#### 3-2 学校施設の維持管理

---

電気設備、給排水衛生設備、空気調和設備、消防設備などについては、各学校で不具合の発生状況や劣化状況が異なることから、法定点検や日常的な維持管理を行う中で劣化状況を把握し、不具合の発生が見込まれる場合には、修繕や更新を行うなど、適切に維持管理を行っていきます。また、備品についても、破損した場合には費用対効果を踏まえ、修繕などの対応を行っていきます。

### 3-3 子供の安全と安心を支える様々な予防策

登下校中や通学した児童・生徒が事件・事故等に遭わず、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、引き続き、学校施設の機械警備や通学路の防犯カメラの管理を適切に行うほか、通学路の点検等を実施していきます。また、災害時に児童・生徒、教職員の安全を守るため、備蓄品の整備を行います。



▲小型防犯ブザーの貸与



▲児童・生徒・教職員用防災備蓄品

### 3-4 教育関連施設の管理と活用

教育センターについては、相談機能の充実と不登校への対応強化を始めとする機能の向上や効率的な施設管理を目指し、移転に向けた検討を進めます。

八ヶ岳府中山荘については、民間宿泊施設等を活用したセカンドスクール（宿泊体験学習）の取組と連携しながら、処分に向けた手続を進めていきます。

## 4 学校給食の運営

学校給食センターでは、安全・安心でおいしい給食を提供するとともに、学校給食衛生管理基準等に適合した施設の管理運営を行います。

### 主な取組

#### 4-1 安全・安心でおいしい給食の提供

学校給食衛生管理基準に適合した調理や、学校給食における食物アレルギー対応方針を遵守したアレルギー食の提供を行うことで、安全・安心でおいしい給食の提供を継続し、食物アレルギーの事故防止に向けて、学校と連携して取り組みます。また、感染症の予防に配慮した「新しい生活様式」による給食の在り方や、衛生面を考慮した給食環境の整備に取り組みます。

#### 4-2 学校給食センターの管理運営

学校給食センター衛生管理マニュアルに沿って業務運営を行うとともに、使用エネルギーの削減に取り組むなど、省エネルギーに配慮した施設管理を行います。



▲府中市立学校給食センター

## 4 成果指標

| 指標                             | 現状値<br>令和2年度 | 目標値<br>令和7年度 |
|--------------------------------|--------------|--------------|
| 校舎のトイレの洋式化が100%となった<br>学校の割合   | 0%           | 100%         |
| 便器の洋式化や床の乾式化等改修が実施済みの<br>学校の割合 |              |              |
| タブレットを使用した授業の実施率               | 未調査          | 100%         |
| タブレットを使用した授業の学年別、教科等別の<br>実施率  |              |              |

## 5 地域・家庭・関係機関等との連携

学校施設は、地域住民にとって身近な公共施設であり、生涯学習・文化・スポーツなどの活動の場となるほか、災害時の避難所としても重要な役割を担っていることから、改築事業の設計時には、スクール・コミュニティ協議会を中心とした「新しい学校づくり検討会」を実施します。

通学路の点検を定期的に行い、児童・生徒の安全確保を図っていますが、引き続き学校・PTA・関係機関等と連携して点検を行い、地域の見守りの輪を広げていきます。

学校給食では、食材の品質、味、形状等を確認し、良質な食材を確保するため、保護者も参加する給食用食材選定会を開催します。また、市内の大学で生産された野菜を購入するなど、大学との協働を実施します。



▲東京農工大学で生産された野菜



▲具材にした給食（カレーライス）



# 第5章

## 計画の推進と進行管理



## 第1節 連携・協力体制

教育に関する施策を推進していくに当たり、教育委員会と学校、保護者、地域社会や関係機関が情報共有に努め、連携・協力していくことが不可欠です。今後、関係機関との連絡調整や協議の場を必要に応じて設けるなど、関係機関との連携体制を整備していきます。

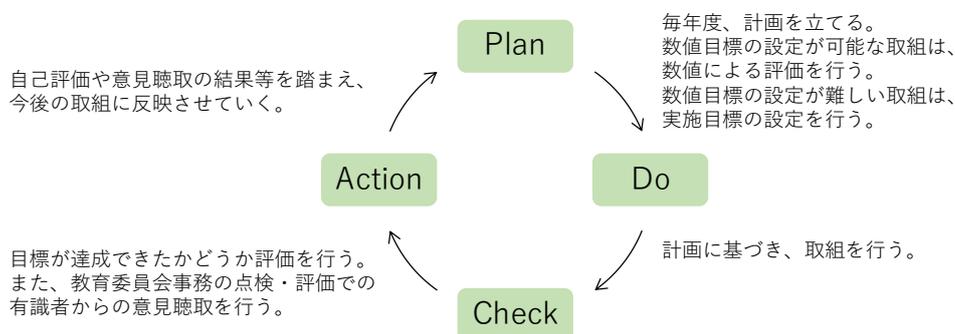
さらに、本市教育委員会として教育施策を推進していくためには、市長部局との連携や協力が求められることから、これまで以上に情報共有と連携・協力を、取組を着実に推進していきます。

## 第2節 計画の進行管理（点検・評価の実施）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく点検及び評価を、毎年度実施し、計画の進行管理を行っています。また、有識者の意見を直接聞く機会を設定し、点検・評価の結果を公表するなど、教育行政の透明性を確保しています。

計画を着実に推進していくためには、取組の実施状況を適宜把握し、評価・検討していく必要があります。そのため、今回各施策において設定した成果指標を活用しつつ、自己評価を行い、計画が着実に実施されているかを評価していきます。

また、府中市総合計画の施策評価や事務事業評価も活用し、進行管理を行います。



# 第 6 章

## 参考資料



## 1 府中市学校教育プラン検討協議会

府中市学校教育プラン検討協議会規則

令和2年3月31日  
教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例(平成27年3月府中市条例第1号)第9条の規定に基づき、府中市学校教育プラン検討協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、府中市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 府中市立小学校の校長 1人
- (3) 府中市立中学校の校長 1人
- (4) 府中市立小学校又は府中市立中学校の副校長 1人
- (5) 府中市立小中学校 PTA 連合会の推薦する者 1人
- (6) 公募による市民 3人以内
- (7) 府中市の職員 2人以内

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 府中市学校教育プラン検討協議会委員名簿

(選出区分別五十音順・敬称略)

| No. | 選出区分                         | 氏名     | 所属・役職              | 備考           |
|-----|------------------------------|--------|--------------------|--------------|
| 1   | 学識経験者                        | 高橋 純   | 東京学芸大学准教授          |              |
| 2   |                              | 田中 洋一  | 東京女子体育大学教授         | 会長           |
| 3   |                              | 山口 真佐子 | 桜美林大学特任教授          | 副会長          |
| 4   | 府中市立小学校の<br>校長               | 関 修一   | 府中第一小学校長           |              |
| 5   | 府中市立中学校の<br>校長               | 神谷 出   | 府中第一中学校長           | 令和3年<br>5月まで |
| 6   |                              | 吉田 修   | 府中第九中学校長           | 令和3年<br>6月から |
| 7   | 府中市立小学校<br>又は府中市立<br>中学校の副校長 | 小林 陽子  | 府中第五小学校副校長         |              |
| 8   | 府中市立小中学校<br>PTA連合会の<br>推薦する者 | 倉林 徹   | 前 府中第四小学校<br>PTA会長 |              |
| 9   | 公募市民                         | 上村 貴子  |                    |              |
| 10  |                              | 菊山 直幸  |                    |              |
| 11  |                              | 中村 圭佑  |                    |              |
| 12  | 市職員                          | 赤岩 直   | 府中市教育委員会<br>教育部長   |              |
| 13  |                              | 関根 滋   | 府中市<br>文化スポーツ部長    |              |

※ 所属・役職は令和3年(2021年)9月1日現在

府中市学校教育プラン検討協議会開催経過

| 回数  | 開催日                   | 内容   |
|-----|-----------------------|--|
| 第1回 | 令和2年(2020年)<br>10月26日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育長あいさつ</li> <li>・委員紹介</li> <li>・正副会長の選出</li> <li>・諮問</li> <li>・会議の公開等について</li> <li>・検討体制について</li> <li>・会議の日程について</li> </ul> |
| 第2回 | 令和2年(2020年)<br>12月21日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行プランの進捗状況について</li> <li>・現行プランの課題について</li> <li>・見直しの方向性について</li> <li>・計画年数について</li> </ul>                                    |
| 第3回 | 令和3年(2021年)<br>3月22日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・府中市学校教育プランの基本理念と子供像の検討</li> <li>・施策の分類と成果指標について</li> </ul>   |
| 第4回 | 令和3年(2021年)<br>5月17日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回協議会でのご意見等について</li> <li>・素案について</li> </ul>   |
| 第5回 | 令和3年(2021年)<br>7月12日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回協議会でのご意見等について</li> <li>・素案について</li> </ul>   |
| 第6回 | 令和3年(2021年)<br>8月20日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・素案について</li> </ul>  |
| 第7回 | 令和3年(2021年)<br>9月15日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・素案について</li> </ul>  |
| 第8回 | 令和3年(2021年)<br>9月27日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・答申内容の確認について</li> <li>・答申</li> </ul>  |

## 2 府中市教育委員会の教育目標

本市教育委員会では、中長期的な目標として、平成28年（2016年）1月に教育目標を設定しています。作成に当たっては、教育基本法や東京都の教育目標、学習指導要領を参酌し、本市独自の内容も盛り込んでいます。

教育目標は、教育行政全般の目標であることから、学校教育分野と社会教育分野から構成されています。

### 府中市教育委員会の教育目標

府中市教育委員会は、人間尊重の精神を基調とし、学校と家庭・地域の緊密な連携のもと、子どもたちの生きる力や心の豊かさを育む社会と、市民が生涯を通じて自ら学ぶことのできる生涯学習社会の実現を目指し、次の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進する。

子どもたちが、心身ともに健康で知性や感性を磨き、道徳心と体力を育み、人間性豊かに成長することを願い、

- 他者も自分も大切にする、思いやりと規範意識のある人
- 社会の一員としての自覚を持ち、社会に貢献しようとする人
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人

の育成に向けた取組を推進する。

また、市民が生涯にわたり学びの機会を得て、生き生きと暮らすことを願い、

- 学習活動や文化・芸術・スポーツ活動が生きがいとなる取組
  - ふるさと府中の歴史や文化を理解し、継承発展させる取組
  - 学びの成果を社会に還元し、地域教育力を高めていく取組
- を推進する。

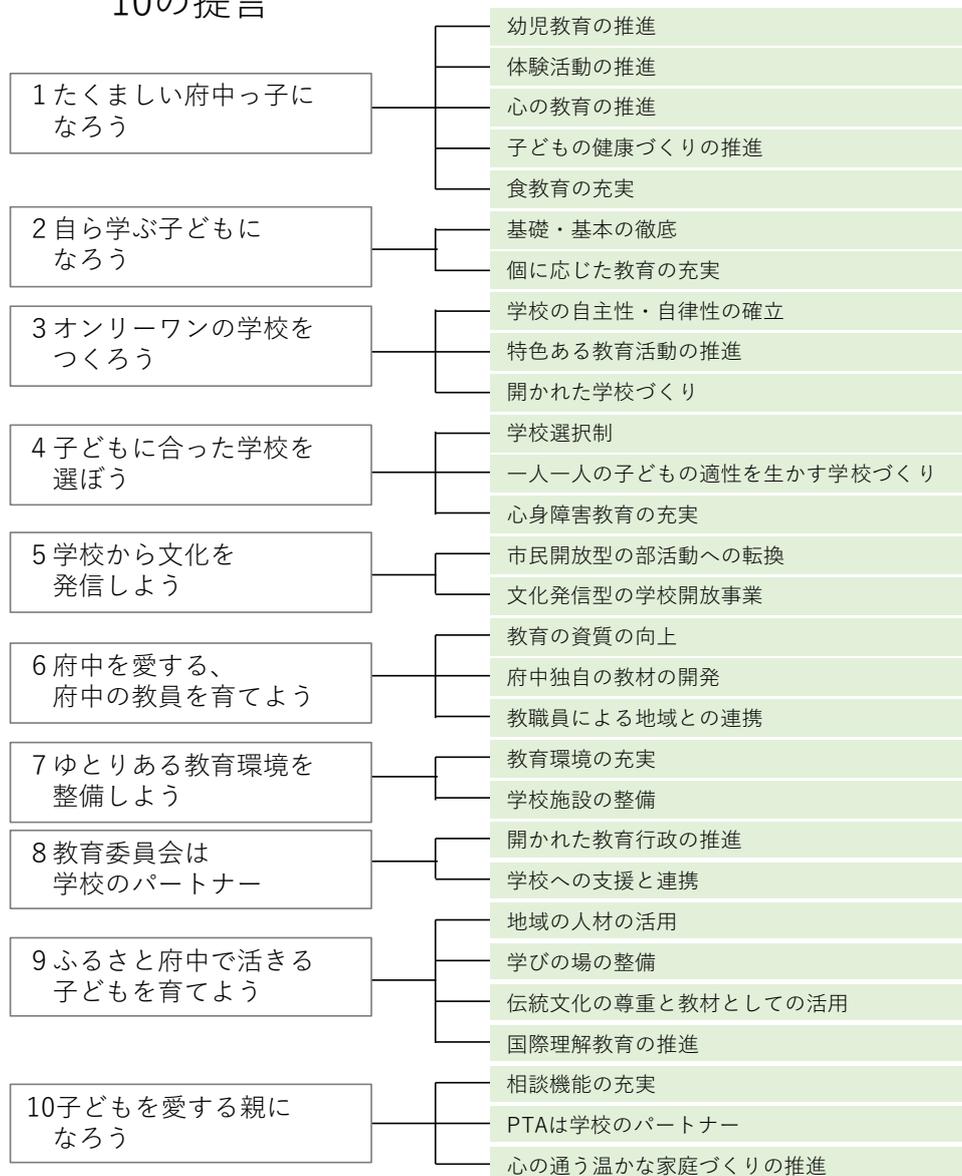
### 3 府中市学校教育プラン 21

平成 15 年度（2003 年度）から平成 25 年度（2013 年度）までを計画期間とした府中市学校教育プラン 21 の、基本理念・育てたい子ども像・施策の体系図は、次のとおりです。

**基本理念**  
誇りをもてるふるさと府中を創り、世界に活躍する府中っ子を育てる

**目指す子供像**  
心豊かでたくましい子ども

#### 10の提言



## 4 第2次府中市学校教育プラン

平成25年度（2013年度）に策定した、第2次府中市学校教育プランは、令和3年度（2021年度）までの8年間の計画となっています。

本プランでは、取組の体系を7つの柱と17の施策に分類し、さらに、プランの各施策を具体的に展開していくため、教育委員会として行うべき具体的な取組を前期4年・後期4年で設定しています。基本理念・目指す子供像、後期の具体的な取組は、次のとおりです。

### 基本理念

ふるさと府中に誇りをもち、世界に活躍する府中っ子を育てる

### 目指す子供像

心豊かでたくましい子供

### ■ 後期4年間における取組

| 柱                | 施策                   | 取組名   |
|------------------|----------------------|---|
| 確かな学力を育てる<br>(知) | 基礎的な知識の定着と学習意欲の向上を図る | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導方法の工夫改善</li> <li>・小・中一貫教育の推進</li> <li>・教員の指導力の向上</li> <li>・学校の学力向上に対する取組の支援</li> </ul>  |
|                  | 課題を解決する力の向上を図る       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・言語活動の充実</li> <li>・研究協力校の成果の周知</li> <li>・授業改善の取組事例の共有化</li> </ul>  |
|                  | 特別支援教育を充実する          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の充実と体制整備</li> <li>・児童・生徒の教育的ニーズに対応する教育の推進</li> </ul>  |
| 豊かな心を育む<br>(徳)   | 人権意識を高める             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育の推進</li> <li>・人権教育推進委員会の設置及び人権教育に関わる授業研究や資料作成の推進</li> </ul>   |
|                  | 豊かな心を培う              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育の充実</li> <li>・文化施設等を活用した情操教育の推進</li> <li>・子どもへの読書推進</li> <li>・美術教育普及事業の実施</li> <li>・美術教育授業</li> </ul>                         |
|                  | 社会の変化への対応力を高める       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・林間学校</li> <li>・セカンドスクール</li> <li>・児童・生徒の社会に適應する能力の育成</li> <li>・中学生の職場体験活動を通じた勤労観・職業観の育成</li> <li>・E S Dの理念を踏まえた環境教育の充実</li> </ul> |

| 柱                | 施策           | 取組名  |
|------------------|--------------|--|
| 健やかな体をつくる<br>(体) | 体力の向上を図る     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・体力テストの結果分析に基づく体力・運動能力の向上</li> <li>・クラブ活動・部活動における外部指導員の活用</li> <li>・家庭・地域と連携した総合的な体力向上</li> <li>・ジュニアスポーツ団体への学校開放</li> <li>・ジュニアスポーツ活動事業補助金</li> </ul>                          |
|                  | 健康づくりを進める    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食における食教育の推進</li> <li>・食に関する人材の活用</li> <li>・学習指導要領に基づく性教育や薬物乱用防止教育の推進</li> <li>・専門家を活用した薬物乱用防止教室の実施</li> <li>・栄養教諭や栄養士の授業への参画による食育の充実</li> <li>・食物アレルギーの理解を含めた食育の推進</li> </ul> |
| 教育環境を充実する        | 教員の能力を高める    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の能力を高める</li> <li>・若手教員育成研修及び中堅教員等資質向上研修の充実</li> </ul>  |
|                  | 教育環境を整備する    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓ガラスの飛散防止対策</li> <li>・校舎等老朽化対策</li> <li>・福祉・医療等関係機関やスクールカウンセラー等相談機能との連携体制の構築による問題行動の未然防止、早期発見及び早期対応に向けた環境整備</li> <li>・学校物品の整備</li> </ul>                                       |
|                  | 学校の組織力を高める   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価等を活用した学校経営の改善</li> <li>・学校運営の支援による教育の質の向上</li> <li>・特別支援巡回チームによる教員への指導方法の助言と研修会の実施</li> <li>・スクールソーシャルワーカーによる福祉的視点からの学校支援</li> <li>・府中市立小中学校教育研究会への支援</li> </ul>          |
|                  | 安全教育を充実する    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者・地域住民が参加するセーフティ教室の実施</li> <li>・情報モラル教育の実施</li> <li>・学校の地域の防災拠点としての機能の向上及び関係諸機関・地域住民との防災における連携</li> </ul>  |
| 深める<br>家庭との連携を   | 家庭教育の充実を図る   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者と連携した、各校の特色を生かした家庭教育の推進</li> <li>・家庭教育学級の実施</li> </ul>  |
|                  | 保護者への支援を充実する | <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児のための特別支援教育の推進</li> <li>・市立幼稚園の開放</li> <li>・子育て相談の充実</li> </ul>   |
| 活用する<br>地域の教育力を  | 地域人材の活用を図る   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人材等を生かした特色ある教育活動の充実</li> <li>・地域人材の学校支援ボランティアとしての活用</li> </ul>  |
|                  | 地域との連携を推進する  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地場食材の使用の促進</li> <li>・交流・ふれあい給食</li> <li>・府中版コミュニティ・スクールの推進</li> <li>・学校・家庭・地域社会が相互に連携した防災体制整備への支援</li> </ul>   |

| 柱                | 施策              | 取組名  |
|------------------|-----------------|--|
| 心を醸成する<br>府中を愛する | 地域学習の<br>活性化を図る | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域の自然や教育資源を生かした地域学習の推進</li><li>・地域の伝統文化を生かした教育の推進</li><li>・地域の施設を活用した児童・生徒の体験的な学習の推進</li><li>・郷土学習の充実</li></ul> |

## 5 教育委員会事務の点検・評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされています。

令和2年度（2020年度）については、学校教育分野と社会教育分野から合わせて43の取組を取り上げ、評価を行いました。また、43の取組のうち15の取組を、重点的・積極的取組として設定し、有識者の方から意見を聴取しました。

令和2年度（2020年度）に取り上げた取組は次のとおりです。

### ■ 令和2年度（2020年度）における取組の点検及び評価の対象取組一覧

※印のあるもの…重点的・積極的取組

| No. | 取組名  |
|-----|--|
| 1   | 教育委員会活動の活性化                                    |
| 2   | 教育関連資金の支援                                      |
| 3   | 教育関連物品の整備                                      |
| 4   | ※ 学校施設の保全                                      |
| 5   | ※ 校舎等老朽化対策の推進                                  |
| 6   | セカンドスクール及び林間学校の実施                              |
| 7   | 幼・小連携による就学前教育の充実                               |
| 8   | 学校給食センターでの食育の推進                                |
| 9   | ※ 新学習指導要領への移行支援                                |
| 10  | ※ ICTを活用した教育環境の充実                              |
| 11  | ※ いじめの未然防止、早期発見・早期対応・不登校の未然防止（基礎学力の定着等）、復学への対応 |
| 12  | ※ 学力向上（指導方法の工夫・改善、教員の指導力向上、研究協力校への指導・助言）       |
| 13  | ※ 特別支援教育の充実                                    |
| 14  | ※ 小・中一貫教育                                      |
| 15  | ※ コミュニティ・スクールの推進                               |
| 16  | 児童・生徒の健全育成（教育相談機能の充実）                          |
| 17  | 体力向上を図る取組の推進                                   |
| 18  | オリンピック・パラリンピック教育の推進                            |

| No. | 取組名                          |
|-----|------------------------------|
| 19  | 教職員の労働環境の改善（働き方改革への対応）       |
| 20  | 美術鑑賞教室等の実施                   |
| 21  | 青少年音楽祭への参加                   |
| 22  | ※ 平和啓発事業                     |
| 23  | 講座・セミナー充実、生涯学習フェスティバルの開催     |
| 24  | 市内大学等連携                      |
| 25  | 生涯学習サポーター、ファシリテーターの育成        |
| 26  | 生涯学習ボランティアの活動支援              |
| 27  | ※ 家庭教育学級の実施                  |
| 28  | ※ オリンピック・パラリンピック等に向けた文化事業の実施 |
| 29  | スポーツ・レクリエーション事業の実施・支援        |
| 30  | ※ オリンピック・パラリンピック等の気運醸成       |
| 31  | 生涯学習センターの活用とスポーツ施設の整備        |
| 32  | 登録社会教育関係団体の活動支援              |
| 33  | 学校開放の推進と地域コーディネーターの支援        |
| 34  | 郷土の森博物館の活用                   |
| 35  | 文化財の保存及び活用                   |
| 36  | 市史編さん事業の推進                   |
| 37  | 子ども読書活動                      |
| 38  | ※ 市立図書館の次期運営に向けた取組           |
| 39  | 美術館の活用                       |
| 40  | 美術館での展覧会の実施                  |
| 41  | 美術教育普及事業の充実                  |
| 42  | 美術館市民ギャラリー等の活用               |
| 43  | ※ 新型コロナウイルス感染症対策             |

有識者からは、令和2年度（2020年度）については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、多くの事業が中止・縮小となったが、関係機関と連携し、工夫しながら目標に向けて取り組んでいるという意見がありました。

他にも、現在の点検・評価では、過去からの推移と成果指標が明確ではなく、成果と課題の分析を検証することが難しいのではないかという意見がありました。

第3次府中市学校教育プラン  
令和4年度(2022年度)～令和11年度(2029年度)

|        |   |
|--------|---|
| 発行日    | 令和4年(2022年)3月   |
| 編集・発行者 | 府中市教育委員会  |
| 所在地    | 〒183-8703<br>府中市宮西町2丁目24番地  |
| 電話     | 042-364-4111(代表)<br>042-335-4424(直通)  |
| FAX    | 042-334-0946  |
| ホームページ | <a href="https://www.city.fuchu.tokyo.jp">https://www.city.fuchu.tokyo.jp</a> |





①ほっとするね 緑の府中

府中市